

桐生市下水道事業  
ウォーターPPP 導入可能性調査業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

桐生市水道局下水道課



桐生市下水道事業ウォーターP P P導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

桐生市下水道事業ウォーターP P P導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日(月)まで

令和8年度予算編成協議に合わせ、令和7年10月上旬までに費用対効果の試算や概略検討結果を要する。

(4) 提案上限額

本業務における提案上限額は43,285,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 事務局(担当課)

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市水道局下水道課 担当:加部、齋藤、奈良

電話:0277-46-1111 内線750

ファクシミリ:0277-22-3364

Eメール:gesui@city.kiryu.lg.jp

3. 参加資格要件

参加資格要件確認基準日は公告日現在とし、桐生市入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 企業に関する事項

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

②桐生市暴力団排除条例(平成24年3月26日桐生市条例第13号)第2条第1号から第3号に定める暴力団員等でなく、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

④桐生市請負業者等指名停止措置要綱(平成2年4月1日施行)の規定または、国機関及び他の地方公共団体において、指名停止処分期間中の者でないこと。

⑤ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証を構築・運用している者。

⑥情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO27001(ISMS)

の認証、または、日本工業規格 J I S Q 1 5 0 0 1（個人情報保護マネジメントシステム）に適合して、個人情報について適切な保護処置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を構築・運用している者。

⑦会社実績として、官民連携の手法別 V F M 検討、経営戦略の課題と対策整理、各施設の維持管理更新計画等の専門的な知識を必要とする、以下の a ～ c の業務において、完了した実績をいずれか 1 件以上有する者。実績はいずれも、地方公共団体、地方共同法人日本下水道事業団、公益財団法人日本下水道新技術機構、一部事務組合または広域連合（以下、地方公共団体等という）における、過去 1 0 年間（平成 2 5 年度～公告日現在まで）の水道、下水道、し尿処理事業対象の業務とする。

a 官民連携導入検討

b 経営戦略策定（企業会計版）

c スtockマネジメント基本計画（管路施設を含む）策定

(2) 配置技術者に関すること

①本業務においては、管理技術者、照査技術者、担当技術者を各 1 名以上配置できる者であること。管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。

②管理技術者は、技術士（総合技術監理部門一下水道）、技術士（上下水道部門一下水道） R C C M（下水道）のいずれかの資格を有すること。

③管理技術者は業務実績として以下の a ～ c の業務において、完了した実績をいずれか 1 件以上有すること。実績はいずれも、地方公共団体等における、過去 1 0 年間（平成 2 5 年度～公告日現在まで）の水道、下水道、し尿処理事業対象の業務とする。

a 官民連携導入検討

b 経営戦略策定（企業会計版）

c スtockマネジメント基本計画（管路施設を含む）策定

④照査技術者及び担当技術者は、下水道の官民連携検討に関する専門知識と経験のある者を配置し、本業務の各工種間の調整管理を行うものとする。

#### 4. 選考に係る日程

日程は、次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

項 目		日 程
1	プロポーザル公表	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）
2	参加申請書類の交付	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）～ 令和 6 年 5 月 2 8 日（火）
3	質問書の受付期間	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）～ 令和 6 年 5 月 2 0 日（月）
4	質問書への回答	令和 6 年 5 月 2 4 日（金）
5	参加申請書類の受付期限	令和 6 年 5 月 2 8 日（火）

6	参加資格審査（第一次審査）	令和6年5月31日（金）
7	第一次審査結果通知（選定通知） 及び企画提案書の提出依頼	令和6年6月 5日（水）
8	企画提案書の受付期間	令和6年6月 5日（水）～ 令和6年6月19日（水）
9	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年6月24日（月）予定
10	審査結果通知	令和6年6月26日（水）予定
11	契約交渉期間	令和6年6月27日（木）～ 令和6年7月 5日（金）予定

## 5. 参加申請書類の交付期間及び交付方法

### （1）交付期間

令和6年5月10日（金）～令和6年5月28日（火）

### （2）交付方法

参加申請書類（様式）は、桐生市ホームページから入手すること。

## 6. 質問の受付及び回答

### （1）受付期間

令和6年5月10日（金）～令和6年5月20日（月）午後3時まで

### （2）提出場所及び提出方法

質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめて、事務局の電子メールアドレスに送信すること。質問書による質問以外は受け付けない。

### （3）回答期限及び回答方法

質問に対する回答を質問回答書として取りまとめ、令和6年5月24日（金）午後5時までに、桐生市ホームページに当該回答書を掲載することにより、回答に代えるものとする。  
なお、質問者の名称等については非公表とする。

## 7. 参加申請書類の受付期限、場所及び方法

### （1）受付期限

令和6年5月28日（火）午後5時まで

### （2）提出場所

本要領2. 事務局とする。

### （3）提出方法

直接持参による。ただし、郵送（令和6年5月28日（火）必着）も可とする。

### （4）提出書類

①参加表明書兼誓約書（様式第2号）

- ②会社概要書（様式第4号）
- ③会社業務実績表（様式第5号）
- ④管理技術者経歴書及び実績表（様式第6号）
- ⑤上記①から④に係る付属資料

(5) 提出部数

正1部、副1部とする。

正副とも上記(4)①～⑤を1つにまとめ、袋とじ製本し、袋とじ部と書面に跨るよう契印を表裏各1箇所ずつ押印すること。

8. 参加資格審査（第一次審査）

本要領7により提出された参加表明書兼誓約書に添付された提出書類については、別紙「桐生市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務 評価基準」に掲げる一次審査項目について、事務局による書類審査を実施する。

- (1) 参加資格要件を満たさない者は失格とする。
- (2) 参加資格要件を満たす者が3者以下の場合は、当該者全てを第一次審査通過者とする。
- (3) 上記に関わらず、3番目の順位の者が同一点数で2者以上となった場合は、当該者いずれも第一次審査通過者とする。

9. 第一次審査結果通知及び企画提案書の提出依頼

第一次審査の結果については、参加表明を行った全ての者に対して、令和6年6月5日（水）に参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知する。

また、第一次審査通過者に対しては、同日までに企画提案書の提出依頼、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施日及び会場等の連絡を併せて行うものとする。

なお、審査結果についての質問、異議申立ては一切受け付けない。

10. 企画提案書の提出

第一次審査通過者は、次により書類を作成の上、提出するものとする。提案は、1者につき1案とする。

(1) 提出期間

令和6年6月5日（水）～令和6年6月19日（水）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出場所

本要領2. 事務局とする。

(3) 提出方法

直接持参とし、郵送は認めない。

(4) 提出書類

- ①企画提案書の提出について（送付）（様式第7号）
- ②業務実施体制（様式第8号）A4：1枚以内
- ③業務実施方針、業務実施手法（様式第9号）A4：1枚以内
- ④業務工程表（任意様式 A4）
- ⑤特定テーマに対する提案（様式第10号）A4：2枚以内
- ⑥業務見積書（任意様式 A4） ※業務項目と内容及び見積額が把握できるものとする。

(5) 提出部数

9部（正1部、副1部、審査用7部）

(6) 提出書類における留意点

- ①正副は上記（4）①～⑥を合わせたもの、審査用は上記（4）②～⑤を合わせたものとする。正、副は袋とじ製本とし、袋とじ部と書面に跨るよう契印を表裏各1箇所ずつ押印すること。審査用は、左側上下2箇所をホッチキス止めし、契印は押印しない。ただし、正副と審査用それぞれに添付する各様式が同一のものでなかった場合、その提出書類は無効とする。
- ②枚数制限のある様式にあっては指定のページの範囲内で作成すること。
- ③提出書類の提出期限後における書類の追加、修正及び再提出は原則として応じない。
- ④提出書類の返却は行わない。

(7) 特定テーマ（様式第10号）の記述について

テーマは「官民連携手法の導入検討における留意点」とし、ウォーターPPP要件の視点から、本市の特性を踏まえた提案をA4：2枚以内に記載するものとする。

(8) 見積書の作成について

業務内容についてそれぞれ内訳が分かるように記載するものとする。

また、特定テーマの提案記載内容については、必要に応じて費用を明確に区分（本業務予算内と予算範囲外）し、記載するものとする。

1.1. 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

(1) 実施予定日時 令和6年6月24日（月） 午後1時30分から午後4時30分

(2) 実施予定場所 本要領9のとおり

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施内容

- ①出席者は3人以内とし、管理技術者と担当技術者は必ず出席すること。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、40分以内（入退室5分、説明20分、質疑応答15分）とする。
- ③説明は、原則として企画提案書によるものとし、新たに作成したスライドや資料での説明は認めない。

1.2. 審査

- (1) 第二次審査は、桐生市の選定委員会が、プロポーザル提案者が行うプレゼンテーション及びヒアリングの内容を評価し、本業務に係る受託候補者を選定するものである。
- (2) 別紙「桐生市下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務 評価基準」に掲げる二次審査項目について選定委員が評価し、選定委員の合計点で順位を決め、合計点が最も多い提案者を候補者とする。同点の場合は、選定委員が各審査項目で順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とする。
- (3) 第二次審査の結果については、全てのプロポーザル提案者に対して、電子メールにて通知するとともに、桐生市ホームページにおいて公表する。
- (4) プロポーザル提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施し、桐生市が定める評価基準を満たした提案内容であれば、当該者を受託候補者として選任するものとする。
- (5) 審査に対する質問、異議申立ては一切受け付けない。

### 1 3. 無効となる参加表明書または企画提案書

参加表明書または企画提案書が、次に該当する場合は無効とする。

- (1) 本要領3の参加資格を有していないもの。
- (2) 提出方法、提出先、提出期限、提出内容に適合しないもの。
- (3) 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。

### 1 4. 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員または関係者に本プロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング時に、管理技術者と担当技術者が欠席した場合。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング時に、企画提案書と異なる内容の資料等を作成・説明・提出した場合。
- (4) その他選定委員会が不適格と認めた場合。

### 1 5. プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日午後5時までに、本要領2. 事務局へ参加辞退届出書（様式第3号）を持参し提出すること。期限以降の辞退は原則認めない。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

## 16. 契約の締結

- (1) 審査の結果、選任した受託候補者とは、すみやかに詳細仕様の協議（提案書の修正協議を含む。）を行うものとする。協議が調った場合に、提案上限額の範囲内で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。
- (2) 選定された受託候補者が、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。

## 17. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
  - ② 桐生市は、公募型プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要がある際は、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、受託候補者の特定以外の目的には無断で使用しない。
- (4) 本業務の公募型プロポーザルに関し、桐生市から受領または閲覧した資料等は、桐生市の了解なく公表または使用してはならない。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。
- (6) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。

桐生市下水道事業ウォーター P P P 導入可能性調査業務 評価基準

評価項目		評価の着目点		配分
一次審査項目 (書類審査)	事前審査書類	企業の資格 (様式第4号)	本業務履行に有効となる企業の 取組、資格、実績	20%
		契約実績 (様式第5号)		20%
		資格(専門知識) (様式第6号)	保有資格の適格性、実績 (遂行能力)	30%
		実績(遂行能力) (様式第6号)		30%
				100%

評価項目		評価の着目点		配分
二次審査項目 (プレゼンテーション及びヒアリング)	業務 見積書	見積内容 (任意様式)	見積の妥当性 (提案内容に対し適正)	5%
	企画提案書	実施体制 (様式第8号)	業務に対応した取組体制	10%
		実施方針 (様式第9号)	必要事項の記載、理解度、 的確性	5%
		工程計画 (任意様式)	工程管理(遅延対策)	5%
		提案(具体的な施策) (様式第9号)	具体的施策の有効性	15%
		特定テーマの評価 (様式第10号)	業務提案の的確性及び有効性	20%
	(業務への取組み姿勢等) その他	業務全般の理解度		10%
		企画提案全体の実現性		10%
		取組み意欲(わかりやすい説明)		10%
		コミュニケーション能力(説明・質疑応答)		10%
				100%